

定期報告制度の調査・検査内容の見直しについて

令和7年7月1日より国土交通省の告示が改正され、定期報告の調査・検査内容の見直しが行われます。

長崎市における取扱い

・常閉防火扉について、長崎市では従来通り特定建築物定期調査にて実施することとします。

・換気設備、排煙設備、可動式防煙壁及び非常用の照明装置における作動の状況等の調査項目に関しては、国の改正通り建築設備定期検査にて実施することとします。（特定建築物での重複する項目の調査は必要ありません。）

・特定建築物定期調査に添付する各階平面図に防火区画の明示が必要となります。

・常閉防火扉の定期報告に関して

調査は従来通り特定建築物にて実施ください。（報告は3年毎です。）
調査対象の常閉防火扉は「各階の主要なもの」に限定されます。

・常閉防火扉に関する提出書類

通知文に記載の通り、下記の書類を報告書に追加してそれぞれ正副提出ください。

☐ 防火設備検査結果表

常閉防火扉の該当部分のみ記載の上、提出ください。

☐ 調査結果図

（※「要是正」の項目がない場合も、作動の状況（運動エネルギーが10J以下、閉鎖力150N以下の根拠）を図面に記載。別紙でも可。）

・建築設備にて実施する項目に関して

検査は従来通り建築設備で実施してください。

ただし、特定建築物での重複する項目の調査は必要ありません。

今回の見直しでは、調査・検査項目の重複の解消や合理化が目的です。
新たに調査・検査が必要な設備等が増えることはありません。

また、令和7年7月1日以前に調査、検査、報告を行う場合は新たに調査、検査、報告を行う必要はありません。

お問合せ先

長崎市 建築指導課(定期報告担当)

住 所：〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 18階

T E L：095-829-1174